名古屋大学法政国際教育協力研究センター　*CALE 叢書*　第 2 号　2002 年 7 月

中国における上場会社の棚卸資産の法的分析

北京大学法学院教授　呉　志攀
名古屋大学大学院法学研究科専任講師　虞　建新（訳）

目　　次

一　上場会社における株式につき「同じ種類であっても価格が違う」現象
二　会計学理論解釈
三　棚卸資産の評価基準と評価方法
四　会計規則の法解釈の選択
五　結論：会計政策選択と法解釈との関係

一　上場会社における株式につき「同じ種類であっても価格が違う」現象

1. ある事例について

1992 年 7 月、上海大衆タクシー株式会社が、香港証券市場で、人民幣特種株式（B株）を発行した。香港で株式を募集するために公表された当該会社の目論見書によれば、会社の 1991 年の純利益は 1,689.3 万元で、株価収益率（PER）は 14.44 であった。他方、上海証券取引所で公表された当該会社の目論見書によれば、会社の 1991 年の純利益は 277.12 万元となっていた。この純利益に基づいて算出された株価収益率はなんと 88.79 となる[1]。

この事例を見れば、同じ上場会社であっても、計算方法によって出された会社の純利益や株価収益率が違ってくることが分かる。企業会計の分野においてなぜこんな大きな差異が生じたのであろうか。法学者として、この現象をどのように理解すればよいのであろうか。

2. 会計士の解釈

筆者は、このような問題を抱いて、1998 年 1 月に上海へ行った。上海では、前述の会社を訪れて、会社の経営者の 1 人と懇談した。また当該会社の会計事務担当の会計事務所も訪れて、その会計事務所の主任と懇談した。当時においては、この会計事務所は中国において最大規模の会計事務所であった。事務所の主任は、70 歳余りのベテラン会計士であって、定年までは上海財経大学会計学部の著名な教授であった。この会計事務所は、中国で上場会社の財務会計書類を最も多

く扱う財務顧問でもある。

筆者は、前述の問題について、年配の会計士に答えを求めた。すなわち、同じ上場会社なのに、公表された A 株と B 株の財務会計書類になぜこれほどまでに大きな差異が生じたのか。これは適法であるのか。

この会計士は、これは、違法か否かの問題ではなく、会計規則をいかに解釈するかの問題であると、以下のような事例を挙げながら、説明してくれた。半袖のシャツのメーカーがあると仮定しよう。半袖シャツの原価を計算することはさほど難しくない。しかし、半袖シャツは、いつ販売されるかによって、その価格が違ってくる。もし夏に入る前にシャツが販売されたら、高い値段が付く。これは、シャツの販売が消費者のニーズに適しているからである。これは、いわゆる“生産と販売が一致している”状態である。逆に、もし冬が訪れる前ならばシャツが生産され販売されても、当然、半袖シャツの需要がほとんどないため、シャツの市場価格が下がり、値引きで販売されて、ようやく売れるかもしれない”。

こうして、同じ半袖シャツであっても、結局、市場で販売された価格によって実現された利益も違ってくる。製品は、市場で販売されてこそ、その価格が実現され、それを作るための投資が回収される。したがって、会社の資産をどのように評価するかを考える際に、評価価格はその評価方法によるところが大きい。もし固定原価に利益を加えて評価する方法をとれば、会社の資産および見積られた将来の利益、およびこれらのデータに基づいて計算された株価収益率は、あまり市場価格の変動を考慮せず、あるいはそれほど季節が製品の販売価格に与えた影響を配慮しないものとなる。このように作られた財務会計の記録は、比較的安定している。

これに対して、市場価格の変動のみならず、季節が製品価格に及ぼした影響も考慮して作成された財務諸表（純利益や株価収益率を含む）は、安定したものではない。冬と夏の季節調整が行われると、もともと安定した会計記録であってもその真実性には問題がある。

この事例は、会計規則そのものにそれほど大きな差異がないが、問題はいかにその規則を解釈するかが問題であることを示した。もし規則が静態的なものだと解釈すれば、データは A となる。もし規則が動態的なものだと解釈すれば、データは B となる。もし A が 2 だとし、B が 4 だとすれば、2 が 4 に等しくないので、A は B に等しくないという結果が導かれる。したがって、同じ種類の株式であっても、その価格が異なるということはあり得る。

二　会計学理論解釈

1. 棚卸資産の定義

筆者は、会計専門家ではないので、棚卸資産の理論について中国の会計専門家に教わった。中国では、棚卸資産は次のように定義されている。すなわち、“ 棚卸資産とは企業が生産経営の過程において販売または使用のため貯蔵・保管する各種有形物資をいい、各種の材料、燃料、包装物、低価値消耗品並びに外注品、仕掛品、製品および商品などを含む ”。

この定義について法律が関わるのは、次のようなことである。すなわち、ある資産が棚卸資産として計上されるか否かは、企業がその資産に対して法的所有権を有するかにかかっている。実地棚卸しをする期間中、物品がどこに置かれているかにせよ、企業が所有する物品であれば、企業の棚卸資産として計上され、逆に、企業が所有権を有しない物品であれば、たとえ企業の下にあるとしても、それは、企業の棚卸資産の範囲に含まれず、棚卸資産として計上されるべきではない。

国際会計基準第 2 号の規定によれば、企業の各生産・経営の過程においては、棚卸資産が異なった実物の形で現されている。すなわち、“ 棚卸資産には以下の有形資産が含まれている。①経営の過程において販売のために貯蔵されているか、②販売のために生産過程にあるか、または③商品および消耗品を提供するために生産される ” 各種有形物資である。

2. 棚卸資産の計算方法

（1）2 種類の計算方法

中国では、企業の棚卸資産の計算方法は、大きく二種類に分けることができる。第一は、“ 実地棚卸整理方法 ” という方法である。この方法はまた、“ 定期棚卸整理方法 ” とも呼ばれている。これは、毎決算期末において棚卸資産のすべてに対して実地棚卸しをすることによって、毎決算期末に残された資産残額を確定する。それから、各品目ごとに金額が算出され、そのうえで、期末における棚卸資産の総金額が算出されて、それぞれの項目に記入される。これによって、当該会計期間において費消され、または販売された棚卸資産の原価が算出される。

この方法を用いて棚卸資産を計上する場合には、棚卸資産の項目に対して借方記入のみをし、貸方記入をしない。毎決算期末になると、実地棚卸しをすることにより棚卸資産の在庫を確定する。これをもって期末における棚卸資産の原価を計算する。それから、当期において消費され、または販売された棚卸資産の原価を算出し、棚卸資産の項目の貸方記入をなす。

第二の方法として、“ 永続棚卸整理方法 ” というものがある。この方法はまた “ 帳面棚卸整理方

法 ” とも呼ばれている。この方法を用いると、棚卸資産ごとに常に在庫記録が置かれる。すなわち品目や規格ごとに資産明細表が作られ、入庫や出庫の度にその記録が明細表に記入される。それによって随時に残額が品目ごとに算出される。会計帳簿などを通じて、棚卸資産の入庫・出庫の状況をきちんと把握することができる。会計帳簿などが盗難・紛失が発生しない限り、棚卸資産の残額は常に実際の在庫と一致している。

（2）2 種類の計算方法の比較

中国の会計実務家によれば、上記二つの方法にはそれぞれメリットとデメリットがある。“ 実地棚卸整理方法 ” にはメリットが一つ、デメリットが四つある。メリットとしては、棚卸資産の管理作業が簡素化される。デメリットとしては、以下の四つがある。①毎決算期末における会計作業が増える。②棚卸資産の入庫・出庫状況や在庫を随時に反映することができないため、棚卸資産の状況を正確に把握することができない。③棚卸資産の管理において自然の、または人為的なミスが隠されがちである。④この方法を用いると、毎決算期末になって実地棚卸しをすることによって、はじめて棚卸資産の在庫や原価を算出することができるため、適時、棚卸資産の在庫や原価を算出してそれを原価に換算することができない。

“ 永続棚卸整理方法 ” のメリットとしては、棚卸資産の管理を適切に行いうる。この方法を用いると、棚卸資産を入庫・出庫する度に随時に各品目や規格の資産の在庫状況を反映することができる。帳面上の残額を通じて、時々実地棚卸しを行うと、資産の余りおよび不足が発生した原因を究明することができる。また、帳面記録を通じて、随時に棚卸資産の状況を把握できるため、必要に応じてタイミングよく、しかも合理的に資材を調達することができるうえ、資金繰りを円滑化させる。しかし、この方法のデメリットとしては、棚卸資産ごとの明細を記録する作業が繁雑であることである。とりわけ棚卸資産の品目や規格が多い企業にとっては、その作業は相当に手間がかかる。

三　棚卸資産の評価基準と評価方法

1. 棚卸資産の評価基準

中国の「企業会計準則」によれば、“ 各種の棚卸資産は、取得時の実際原価に従って記帳しなければならない ”（28 条 2 項）。この規定を法的条文として理解すれば、実際に会計処理を行う際に “ 実際価額 ” を確定しなければならない。“ 実際価額 ” を確定する際に、主として “ 取得原価 ”

（原語：歴史成本）による方法と、“ 再調達価額 ”（原語：重置成本）による方法がある。ほかに、販売価額や「変現浄値」などの方法を用いることもできるが、これらの方法をとると、会計処理の作業が相当に難しくなるため、実際には“ 取得原価 ”の方法が多く採用されている。

中国では、多くの企業が“ 取得原価 ”を用いて、それを棚卸資産の原価を確定するためのベースにしている。この方法は以下のようなメリットがある。

①取得原価を用いて棚卸資産の原価を計上する場合、企業が棚卸資産を取得する際に、実際に費消された原価を把握することができる。企業の生産または経営の活動自身は棚卸資産の価値を増やさない。

②取得原価を用いると、過去の取引または項目に基づいた会計記録を確保することができるため、会計記録の客観性および真実性が保たれる。

③棚卸資産の販売価額を決めかねる際には、取得原価が「変現浄値」にとって代わることができる。

④取得原価を用いて棚卸資産を計上する場合、同時に棚卸資産を取得するための支払い貨幣資金またはその他の資産にも、同様の記帳方法が用いられると、複式計算上の均衡が保たれる。

2. 期中費消棚卸資産価額の計上方法

中国の企業は、生産または経営の過程において費消された棚卸資産の原価計上の方法については、以下のような具体的な計上方法が用いられている。

①“ 個別法 ”　“ 個別認定法 ”などとも呼ばれている。この方法を用いると、棚卸資産の金額計算と物的変動が一致する。当該棚卸資産の具体的な個々の払出しの事実に即して費消額の計算を行い、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法である。

②“ 先入先出法 ”　最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されるものからなるものとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法である。

③“ 後入先出法 ”　最も新しく取得されたものから払出しが行われ、期末棚卸資産が比較的古い価額で評価される方法である。

④“ 総平均法 ”　月に一回加重平均する方法である。すなわち当月に取得した全ての棚卸資産の数量にその月の初めの棚卸資産の残数で、その月に取得した全ての棚卸資産の総価額に月の初めの棚卸資産の総価額を足した数を割って平均原価を計算する。それによって、払出しおよび在庫の棚卸資産の価額を算定

する方法である。

⑤“移動平均法”　今回取得した棚卸資産の価額に在庫の価額を足した総額を、今回取得した棚卸資産の数に在庫の数を足した総数で割って平均価額を計算する。これにより、払い出した棚卸資産の価額を算定する方法である。

⑥“基準棚卸法”　企業の棚卸資産の入庫、出庫および残額はいずれも事前に設定された基準により棚卸資産の価額を算定する方法である。それとともに“材料原価差異”という項目が設けられ、実際原価と基準原価との差異を記録する[2]。

⑦“売価還元原価法”当期の売上高に前期の実際の原価率を乗じて当期の売上総利益を算出する。これにより、払い出した棚卸資産の価額を算定する方法である。

⑧“小売原価法”　小売価格に占める原価の割合により期末の棚卸資産の価額を算定する方法である。

北京大学法学院の劉燕教授の研究によれば、中国では、長期にわたって棚卸資産会計に関して、取得原価による方法が用いられている。これは、財務諸表について中国企業と外国企業との間に差異が生じた原因でもある。この差異は、“保守主義の原則”に従って期末棚卸資産の評価損失を計上するか否かによるものである。中国では、1998 年に「株式有限会社会計制度」が実施された後は、この差異はほとんど解消された。「株式有限会社会計制度」によれば、上場会社が会計決算期末において“棚卸差損引当金”を控除し、そして貸借対照表においては、“期末棚卸資産取得原価―引当金―貸借対照表価額”という式により列挙することが要求されている。この方法を採ることによって、中国の会計処理方法により測定された会計情報が国際会計準則と一致することとなった。しかし、問題が二つ残されている。第一に、どのように合理的に評価損を計上するか。第二に、この評価損を用いて利益を操縦することをいかに防止するか、である。

四　会計規則の法解釈の選択

会計規則は広義の法律であるため、会計規則を法的に解釈することができる。同時に、法的な考えを用いて会計規則を分析すると、違った視点から会計規則につきまた別の解釈の合理性を観察することができる。企業財務会計にかかわった法規定、および財務会計関連の法規定の解釈は、いずれも一定の利害関係につながっている。上場会社に直接の利害関係を持つ主体は、主として五種類ある。筆者は、それぞれの主体が上場会社に直接に持つ利害関係に基づいて、それぞれ会

計規則の法解釈のモデル選択について分析する。

1. 法解釈選択：その一

もし、中国の上場会社が採用している会計規則は、香港や日本の会計原則と同様であれば、中国や香港、日本の間で、会計書類に生じた差異の問題は、会計規則の選択について具体的な解釈が違うだけではなく、中国や香港、日本の間では、会計規則について法解釈の選択も違うことによるものである。もしこの論理が成立すれば、どのような会計解釈方法をとるかは、上場会社の会計記録を公表するうえで非常に重要なものである。

会計規則についての法解釈には、幾つかの選択肢があるが、証券市場における少数株主を保護する立場で上場会社の会計規則を解釈することは、そのうちの一つである。この選択は以下の三つの理由に基づいている。

第一に、このような選択を裏付けている経済学的な理論は次の通りである。すなわち、会社には株主が帰属している。株主は会社の生産および発展の過程においてリスクを最も大きく負う集団である。少数株主は、人数が多く、株式市場において“一般投資者”と呼ばれている。彼等はまた、株式市場において企業の経営について最も情報の少ない集団である。したがって、法律がいかに少数株主の利益を保護するかは、多くの国では行われている法解釈の基礎となっている。

第二に、このように選択した二つ目の原因として、株式市場の発展は、投資者がその市場に対して自信および信頼を持つことによるところが大きい。株式市場を発展させるために、法律は当然ながら、市場に対する投資者の自信および信頼を保護すべきである。さらに言えば、持続的、かつ安定した株式市場の発展を図るためには、法律は少数株主の利益を保護しなければならない。

第三に、少数株主の利益を保護するに当たって、最も効果的な措置として、少数株主の負うリスクをいかに減少させるかということである。上場会社の財務会計において保守主義の原則に従って作成された会計記録は、その 5 割の数字で開示されることになる。それにしても、上場会社は、なお比較的よい経営成績を上げ、そして比較的よい株価収益率を維持するこができるならば、少数株主はこのような銘柄を購入すれば、投資リスクが最も低いといえる。

香港は国際的証券市場であるため、多くの国際金融機構は香港を拠点にして営業活動を行っているし、多くの多国籍企業も香港で証券を発行して資金を調達している。とりわけ、中国大陸の会社は、香港で株式を発行して資金調達をしており、中国企業が海外証券市場で調達した資金に占める割合が最も高い。香港は保守主義の原則を採用しているだけに、地元の少数株主を保護し、そして証券市場の持続的な発展を図る上で大きな成果を上げている。

2. 法解釈選択：その二

法律は、また上場会社の経営者を奨励する立場で会計規則を解釈することもできる。この選択を採る理由としては以下の三つが挙げられる。

第一に、会社の成長は“金”ではなく、主として“人”に頼るところが大きい。“人材を重視する”ことにより会社は優秀な経営者を獲得することができる。優秀な経営者の努力によって、会社の生産または経営の業績が伸びることが期待される。したがって、会社は会社の経営陣の経営業績を評価し、そして具体的にそれを表現しなければならない。経営陣の経営業績を評価する方法の一つとして、会社の資産を増大させることが考えられる。製品の多くが棚卸資産として会社の倉庫に置かれ、販売され現金化されるまでは、まだ相当の日数がかかるにもかかわらず、製品が作られた時点で、帳面上、会社の資産がそれだけ増加する。

第二に、会社の経営陣にも自ら経営管理の規模を拡大させるという動機付けが存在している。これは、経営管理の権限が拡張する一面を内在的に持っているからである。権限が限られているだけに、権限が多いほど都合がよい。会社の資産および規模の拡大は、会社の経営権限の拡大を意味している。会社の経営者利益を配慮する立場で会計規則を解釈すると、「法解釈選択：その一」のように保守主義の原則をとって会社の会計記録を割引いてから開示することは必要がない。

第三に、会社の資産規模が拡大され、利益が多くなれば、株価収益率も高くなる。それゆえ、株式市場における会社の資金調達も行われ易くなる。同様に、調達された資産が増えると、会社の規模がまた大きくなる。会社の経営者は、このような良好な展開を望んでいる。会社の資産を増加する方向で会計規則を解釈する方法は、このような目標を実現させる上で有意義である。

3. 法解釈選択：その三

法律は、また会社の従業員を奨励する立場で、会計規則を解釈し、以下三つの視点から検討することができる。

第一に、一つの社会の中で、人が他人との相互比較を行う視点からすれば、貧富の均衡を完全に保つことはありえない。政府が税金制度などの手段を講じて、貧富の格差を是正することによって、社会の安定を脅かすような過度の貧富の二極化を避けようとしている。それにもかかわらず、貧富格差の問題はなお相当厳しい。とりわけ発展途上国においては、税金制度が完備されていないため、貧富の二極化が深刻な問題となっている。場合によっては、その進展や問題の深刻さが先進国のそれよりも厳しいかもしれない。中国は発展の過程において同様の問題に直面している。

社会的な公平の視点からみれば、会社において、最も優先して配慮すべきなのは、従業員の利益であろう。彼等の多くは肉体労働に頼っている。定年となれば、退職金制度や社会保障制度が

あるにもかかわらず、定年後の彼等の実際の生活水準は下がっている。健康や医療における支出が増えるからである。従業員の立場で考えれば、会社の規模が大きいほど、従業員に有利である。それゆえに、会計規則の解釈は、会社の資産を拡大させる方向へ傾きがちである。

第二に、マルクス政治経済学の代表作である「資本論」中の論点を用いて解釈しても、従業員の利益を配慮すべきという結論が導かれてくる。マルクスは、100 年前の資産家のやり方に対して猛烈な批判を加えた。彼等が従業員によって作り出された剰余価値を剥奪したため、社会に資産階級と無産階級が形成されてしまった。資本家の資本自身は価値を作り出すことができるはずはない。その価値は労働によってこそ作り出されたのである。形式的には、資産家が従業員を養うように見えるが、実際には従業員が資産家を養うことになる。

第三に、会社従業員の利益が上場会社に関連付けされれば、従業員は会社の株式を保有することによって利益を受けられる。会社の資産規模が拡大され、利益が多くなれば、株価収益率も高くなる。それによって、従業員は会社の株式を保有することから恩恵を受けられる。

4. 法解釈選択：その四

法律は、大株主を保護する立場で以下の理由により会計規則を解釈することができる。

第一に、実際には、会社は大株主の支配下に置かれている。大株主は、会社の発展に有利な観点からすれば、株式市場を通じてより多くの資金を調達することを望んでいる。したがって、大株主は会社の規模を大きくするインセンテイブが働く。

第二に、少数株主よりも大株主のほうが企業経営に関する情報を獲得しやすい。“情報の非対称性”では大株主は有利な立場に立っており、自分なりの情報獲得ルートを持っているため、自分が支配している会社の財務状況を判断する際には、必ずしも目論見書に頼らなくてもよい。

第三に、中国では、大株主は特別な意義を持つ主体である。中国の上場会社で最大の株主は政府である。政府が株主となっている上場会社（原語：国有の上場会社、以下国有上場会社と称す）においては、株式の 75%は国有資産管理局によって保有され、約 25%強の株式は流通株として株式市場において取引されている。国有上場会社の資産が増えると、国有資産の価値の保持・増殖と考えられるため、会社資産の増加は、政府の政策によって奨励されている。これに対して、国有上場会社の資産が減少することは、国有資産の価値が減少することを意味するため、当然、資産の減少は、政府の政策によって奨励されるべきことではない。したがって、政府の政策に誘導された結果、国有上場会社の会計解釈が資産の拡大および価値の増大に偏りがちとなる。

5. 法解釈選択：その五

会社の債権者の立場で考えれば、違った視点から会計規則を解釈することができる。会社の債

権者は、債権の安全性からも、会社の資産が増えることを望んでいる。この論理から推定すると、筆者は、会社の債権者も会社資産の拡大およびその価値の増大という方向で会計規則を解釈することを望んでいると考える。

これまで取り上げてきた四つの法律選択のモデルのうち、社会資産が減ることを望んでいるのはただ一つであり、その他の三つともに会社資産を拡大させる傾向が潜んでいる。しかし、中国国内の上場会社においては、国が株式を保有している会社は相当の数を占めている。このように見てくると、冒頭に上げた事例において香港と国内で株式を募集したときに、開示された会計記録に大きな差異が生じたことは、理解し難いことではない。

五　結論：会計政策選択と法解釈との関係

1. 会計政策の選択

会計処理を行う際の具体的な方法は、多様性および選択可能という特質がある。一つの企業は、ワンセットの会計帳簿については一つの会計処理方法しか選択できない。そこで、会計方法を選択する際にどのような政策をとるかが出てくる。企業は、一定の経済的な目的に合わせて一定の会計の処理方法を選択する。

たとえば、もしある会社が減価償却を実施しなければ、そのような会計処理は会社の短期の投資者にとって有利であろう。逆に、ある会社が減価償却費を過大に計上すると、会社の長期投資者および債権者にとって有利であって、短期の投資者には不利である。

さらに、もし上場会社が貸倒引当金を多めに計上したが、しばらく後に債権回収が成功した場合、当初損失として計上された元の貸倒金を回収することができる。しかし会計上は、貸倒引当金が計上されているため、回収された“貸し倒れ”資金は、次の会計年度において会社の利益として計上される[3]。

会計実務においては、会計政策を選択する基礎は法律である。法律によって許容されさえすれば、どのような会計政策を選択するかは、会社の内部事情である。会計政策の選択にかかわった法的問題として、資本市場において一般投資者が会計政策の選択によってもたらされたリスクを受けられるように、どうすればよいかということである。

2. 法解釈の意義

会計政策の選択に対する法律の解釈は、以下のような論理で展開されている。資本市場におけ

る投資はリスク付きものである。リスクが大きいほど、リターンが大きい。逆に、リスクが小さいほど、リターンも少ない。それゆえに、法律は会計政策選択の多様性を許容している。法律は、また上場会社が自分で設定した目標に合わせて会計政策を選択して、市場リスクを多数の投資者に分散させることを許容している。たとえば、資本市場の短期の投資者は、減価償却率の比較的低い会社を選択して投資すればよいし、長期投資者は、減価償却率の比較的高い会社を選択して投資すればよい。

この論理で考えれば、ハイリターンを望んでいる投資者は、収益力の高い会社の銘柄を選んで投資すればよいが、当然ながら、引き受ける投資リスクもそれなりに高くなる。安定した収益を望んでいる投資者は、投資リスクの低い銘柄を選んで投資すればよいが、収益も少ない。収益に格差が付いており、リスクを引き受けることにも格差が付いているため、法律は、会計規則について解釈する際に、多様的、かつ選択可能な処理方法を用いることを許容している。法律は、会計政策のために、多様的、かつ選択可能な空間を設けている。個性に富んだ投資者が多様的、かつ選択可能な空間で行動しているため、資本市場も一色のものではなく、色とりどりである。

最後に、冒頭に取り上げた A 株と B 株の話しに戻る。これも会計政策の選択によって現われた差異である。中国の国内においては、会社が一種の会計政策を選択することは法的に許容されている。外国の公認会計士が他の一種類の会計政策を選択することも法的に許容されている。そのいずれが法律に合致する場合、われわれとしてどのようにすればよいか。筆者は、リスクの規則に従って表示すべきと思う。すなわち、中国国内の投資者が引き受けたリスクが大きいのに対して、外国投資者のそれが比較的小さい。一方、中国投資者は比較的高い収益を獲得するかもしれないが、外国の投資者が獲得する収益も少ない。

しかし、なぜこのような現象は、香港や日本において現われず、中国にのみ現われたか。それは、中国では資本項目に限って外国為替の規制がかかっているからである。この問題はほかのテーマにかかわるので、ここでは別稿に譲ることとしたい。結論を言うと、資本項目の外貨に対する規制がかかっている限り、中国の上場会社における棚卸資産に関する会計政策が選択可能である。それゆれ、異なった選択によって、当然結果が異なってくる。一歩立ち入って分析しなければ、このような現象は問題であると思ってしまうかもしれない。しかしこのような現象は、法的にまったく問題はない。

註

---

[1]　封和平「中国と国際会計原則との相違」1993 年 4 月に北京で開かれた“中国大型企業株式会社化および市場発展の国際シンポジウム”における報告による。呉志攀編『国際金融法』（1999 年、法律出版社）93 頁。

[2]　財政部登録会計士試験委員会弁公室編『1998 年度全国登録会計士許可試験受験教科書』（1998 年、中国財政経済出版社）83－107 頁。

[3]　劉燕『会計法』における“四控除項目”。